

(1) 経緯

役員選出規則の改正に関する協議の中で、以下の意見が出された。

- ① 会員の資格に入会金の納入を入れること。
- ② ①により選挙権及び被選挙権の記載内容が整理できること。
- ③ 役員選出規則に当選理事と推薦理事の割合が明記されていることから下限を設けることが望ましいこと。

また、APASWE に入会するにあたって、学術団体であることが明確に分かりやすい英語名称が望ましいことから、規約の改正を提案する。

(2) 改正案の概要

- ① 名称に“for the study of”を追加した。
- ② 会員の資格（第 5 条）に入会金の納入を追加した。
- ③ 理事の人数（第 12 条 ①）に“6 名以上”を追加した。

(3) 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>第 1 条（名称）</b>                      本会は、日本社会福祉教育学会（Japanese Society <u>for the Study of</u> Social Welfare Education）と称する。</p>	<p><b>第 1 条（名称）</b>                      本会は、日本社会福祉教育学会（Japanese Society of Social Welfare Education）と称する。</p>	・変更
<p><b>第 5 条（会員の資格）</b>                      本会の目的に賛同するものは、理事会の承認を経て、<u>入会金の納入が確認された後に</u>本会の会員となることができる。</p>	<p><b>第 5 条（会員の資格）</b>                      本会の目的に賛同するものは、理事会の承認を経て、本会の会員となることができる。</p>	・変更
<p><b>第 12 条（役員）</b>                      本会に次の役員を置く。                      ① 理事 <u>6 名以上</u> 12 名以内。                      ② 監事 2 名。</p>	<p><b>第 12 条（役員）</b>                      本会に次の役員を置く。                      1 理事 12 名以内。                      2 監事 2 名。</p>	・変更
<p><b>付則</b>                      1 この規約は、2005 年 10 月 31 日より施行する。                      2 第 13 条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員は、設立総会において選出する。                      3 この規約は、2009 年 11 月 6 日より一部改正施行する。                      4 この規約は、2010 年 9 月 4 日に一部改正し、即日施行する。                      5 この規約は、2011 年 8 月 28 日に一部改正し、即日施行する。                      6 <u>この規約は、2018 年 9 月 1 日に一部改正し、即日施行する。</u></p>	<p><b>付則</b>                      1 この規約は、2005 年 10 月 31 日より施行する。                      2 第 13 条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員は、設立総会において選出する。                      3 この規約は、2009 年 11 月 6 日より一部改正施行する。                      4 この規約は、2010 年 9 月 4 日に一部改正し、即日施行する。                      5 この規約は、2011 年 8 月 28 日に一部改正し、即日施行する。</p>	・追加

## 日本社会福祉教育学会規約

---

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条 (名称)

本会は、日本社会福祉教育学会 (Japanese Society of Social Welfare Education) と称する。

#### 第 2 条 (事務所)

本会の事務所は、理事会の定めるところに、これを置く。

### 第 2 章 目的および事業

#### 第 3 条 (目的)

本会は、社会福祉教育に関する実践及び研究の水準を上げ、教育法・教授法等の開発を行い、また社会福祉教育の関係者間の相互連携を図ることによって、社会福祉教育の発展に寄与することを目的とする。

#### 第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 毎年 1 回研究報告会としての全国大会の開催。
2. 学会機関誌その他の刊行物の発行。
3. ワークショップの開催。
4. 公開討論会の開催。
5. 内外の諸学会との連絡及び協力。
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第 3 章 会員

#### 第 5 条 (会員の資格)

本会の目的に賛同するものは、理事会の承認を経て、本会の会員となることができる。

#### 第 6 条 (入会)

本会の会員となることを希望するものは、所定の申込様式によって、理事会に申し込まなければならない。

#### 第 7 条 (会費)

会員は、総会の定めるところにより、入会金及び各年次会費を納めなければならない。

#### 第 8 条 (退会)

会員は、理事会に申し出て退会することができる。

- 2 会費を 3 年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなす。

#### 第 9 条 (会員の除籍)

会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合、理事の 3 分の 2 以上の提案により、総会出席の 3 分の 2 以上の同意を得て、その会員を除籍することができる。

#### 第 10 条 (賛助会員)

本会の趣旨に賛同し、本会のために特別の援助をなす団体又は個人は、理事会の議を経て本会の賛助会員となることができる。

## 第 11 条（名誉会員）

本会または社会福祉教育学界への貢献が顕著であった者は名誉会員の称号を得ることができる。名誉会員の推挙に関する規定は別に定める。

## 第 4 章 機関

### 第 12 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 1 理事 12 名以内。
- 2 監事 2 名。

### 第 13 条（理事および監事の選任）

理事および監事は、会員の中から選挙等の方法により総会において選任する。理事および監事の選出に関する規則は別に定める。

### 第 14 条（事務局担当理事）

事務局担当理事は、理事会において選任され、本会の事務を担当する。なお、事務局担当理事は、予算の範囲内で事務職員を置くことができる。

### 第 15 条（任期）

役員任期は、総会において選任された翌日から 3 年後の総会の終了する日までとする。役員に欠員が生じた場合、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第 16 条（会長）

会長は、理事の中から互選し、本会を代表する。ただし、会長の任期は 2 期を限度とする。

### 第 17 条（副会長）

副会長は、理事の中から会長が指名し、会長に事故ある場合は、会長の職務を代行する。

### 第 18 条（理事）

理事は、理事会を組織し、研究、機関誌、総務渉外、事務局などを担当して会務を執行する。

- 2 理事会は、年 1 回以上開催し、本会の重要事項を審議し決定する。
- 3 理事会の定足数は、理事総数の 3 分の 2 以上（委任状を含む）とする。
- 4 議案の議決は、出席理事の過半数をもってする。

### 第 19 条（監事）

監事は、会計および会務の執行状況を監査する。

### 第 20 条（委員）

理事会は、委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。

### 第 21 条（特別委員会）

理事会は、本会の活動目的に照らし、集中的に活動を要する課題があると認められたときには、特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、議決権は有しない。

### 第 22 条（総会）

会長は、毎年 1 回会員の通常総会を招集しなければならない。会長が必要と認めるとき、理事の 2 分の 1 から請求があるとき、または会員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、臨時総会を開く。

### 第 23 条（議決）

総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

## 第 5 章 会計

### 第 24 条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

### 第 25 条（予算および決算）

本会の予算および決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得て、これを決定する。

### 第 26 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

## 第 6 章 規約の変更および解散

### 第 27 条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、会員の 10 分の 1 以上または理事会の過半数の提案により、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

### 第 28 条（本会の解散）

本会を解散するには、会員の 3 分の 1 以上または理事の 3 分の 2 以上の提案により、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 付則

- 1 この規約は、2005 年 10 月 31 日より施行する。
- 2 第 13 条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員は、設立総会において選出する。
- 3 この規約は、2009 年 11 月 6 日より一部改正施行する。
- 4 この規約は、2010 年 9 月 4 日に一部改正し、即日施行する。
- 5 この規約は、2011 年 8 月 28 日に一部改正し、即日施行する。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称)

本会は、日本社会福祉教育学会 (Japanese Society for the Study of Social Welfare Education) と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本会の事務所は、理事会の定めるところに、これを置く。

## 第 2 章 目的および事業

### 第 3 条 (目的)

本会は、社会福祉教育に関する実践及び研究の水準を上げ、教育法・教授法等の開発を行い、また社会福祉教育の関係者間の相互連携を図ることによって、社会福祉教育の発展に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ① 毎年 1 回研究報告会としての全国大会の開催。
- ② 学会機関誌その他の刊行物の発行。
- ③ ワークショップの開催。
- ④ 公開討論会の開催。
- ⑤ 内外の諸学会との連絡及び協力。
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第 3 章 会員

### 第 5 条 (会員の資格)

本会の目的に賛同するものは、理事会の承認を経て、入会金の納入が確認された後に本会の会員となることができる。

### 第 6 条 (入会)

本会の会員となることを希望するものは、所定の申込様式によって、理事会に申し込まなければならない。

### 第 7 条 (会費)

会員は、総会の定めるところにより、各年次の会費を納めなければならない。

### 第 8 条 (退会)

会員は、理事会に申し出て退会することができる。

2 会費を 3 年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなす。

### 第 9 条 (会員の除籍)

会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合、理事の 3 分の 2 以上の提案により、総会出席の 3 分の 2 以上の同意を得て、その会員を除籍することができる。

### 第 10 条 (賛助会員)

本会の趣旨に賛同し、本会のために特別の援助をなす団体又は個人は、理事会の議を経て本会の

賛助会員となることができる。

#### 第 11 条（名誉会員）

本会または社会福祉教育学界への貢献が顕著であった者は名誉会員の称号を得ることができる。名誉会員の推挙に関する規定は別に定める。

### 第 4 章 機関

#### 第 12 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- ① 理事 6 名以上 12 名以内。
- ② 監事 2 名。

#### 第 13 条（理事および監事の選任）

理事および監事は、会員の中から選挙等の方法により総会において選任する。理事および監事の選出に関する規則は別に定める。

#### 第 14 条（事務局担当理事）

事務局担当理事は、理事会において選任され、本会の事務を担当する。なお、事務局担当理事は、予算の範囲内で事務職員を置くことが出来る。

#### 第 15 条（任期）

役員任期は、総会において選任された翌日から 3 年後の総会の終了する日までとする。役員に欠員が生じた場合、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 16 条（会長）

会長は、理事の中から互選し、本会を代表する。ただし、会長の任期は 2 期を限度とする。

#### 第 17 条（副会長）

副会長は、理事の中から会長が指名し、会長に事故ある場合は、会長の職務を代行する。

#### 第 18 条（理事）

理事は、理事会を組織し、研究、機関誌、総務渉外、事務局などを担当して会務を執行する。

- 2 理事会は、年 1 回以上開催し、本会の重要事項を審議し決定する。
- 3 理事会の定足数は、理事総数の 3 分の 2 以上（委任状を含む）とする。
- 4 議案の議決は、出席理事の過半数をもってする。

#### 第 19 条（監事）

監事は、会計および会務の執行状況を監査する。

#### 第 20 条（委員）

理事会は、委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。

#### 第 21 条（特別委員会）

理事会は、本会の活動目的に照らし、集中的に活動を要する課題があると認められたときには、特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員長は、理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、議決権は有しない。

#### 第 22 条（総会）

会長は、毎年 1 回会員の通常総会を招集しなければならない。会長が必要と認めるとき、理事の 2 分の 1 から請求があるとき、または会員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、臨時総会を開く。

#### 第 23 条（議決）

総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

## 第 5 章 会計

### 第 24 条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

### 第 25 条（予算および決算）

本会の予算および決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

### 第 26 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

## 第 6 章 規約の変更および解散

### 第 27 条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、会員の 10 分の 1 以上または理事会の過半数の提案により、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

### 第 28 条（本会の解散）

本会を解散するには、会員の 3 分の 1 以上または理事の 3 分の 2 以上の提案により、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 付則

- 1 この規約は、2005 年 10 月 31 日より施行する。
- 2 第 13 条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員は、設立総会において選出する。
- 3 この規約は、2009 年 11 月 6 日より一部改正施行する。
- 4 この規約は、2010 年 9 月 4 日に一部改正し、即日施行する。
- 5 この規約は、2011 年 8 月 28 日に一部改正し、即日施行する。
- 6 この規約は、2018 年 9 月 1 日に一部改正し、即日施行する。